

# 標準仕様書(TS)及び標準報告書(TR)制度 実施要領

平成15年8月27日(制定)

令和元年6月21日(改正)

日本工業標準調査会  
標準第一部会  
標準第二部会

## 1. 目的

産業標準化法(以下「法」という。)第11条若しくは法第12条第2項、又は法第3条第2項に基づく主務大臣からの付議又は諮問に応じて調査審議を行い、標準仕様書(TS)又は標準報告書(TR)として公表することができる制度のための実施要領について定める。

## 2. 本制度の趣旨

本制度は、日本産業規格(JIS)に至る調査審議の過程において、当該鉦工業品・技術、役務などに関する事案が、市場適合性が確認できない、又は技術的に開発途上にあるなど、利害関係者のコンセンサスの形成が得られず、JIS制定には時期尚早である場合、標準仕様書(TS)又は標準報告書(TR)として、積極的に公表することにより、関係者の幅広い意見を集め、オープンな議論を推進し、市場適合性の向上を図るなど、コンセンサスの形成を促し、JIS制定の促進を図るもの。

## 3. 標準仕様書及び標準報告書の分類

(1)標準仕様書及び標準報告書は、性格、内容などによって、次のとおり分類する。

### 標準仕様書(TS)

日本産業標準調査会の調査審議において、市場適合性が確認できない、又は技術的に開発途上にあるなど、JIS制定へのコンセンサスが得られなかったが、将来JIS制定の可能性があると判断され、公表する標準文書。

備考1:「標準仕様書」は、通称、TS(Technical Specifications)という。

備考2:「標準仕様書」は、発行後3年以内に見直しを行い、JISとするか、さらに3年延長するか、又は廃止する。延長は、原則として1回限りとする。

### 標準報告書(TR)

日本産業標準調査会の調査審議において、JISとは異なる種類の標準に関連する情報類(標準化関連情報、データ集など)として、標準化の推進に資すると判断され、公表する標準文書。

備考1:「標準報告書」は、通称、TR(Technical Reports)という。

備考2:「標準報告書」は、原則として発行後5年をもって廃止する。

(2)また、標準仕様書及び標準報告書は、主務大臣からの付議又は諮問により区分し、さらに日

本産業標準調査会における調査審議の内容により、次のとおり区分する。

#### 標準仕様書(TS / タイプ )

主務大臣から法第11条又は同法第12条第2項に基づき付議された「産業標準の制定」について、日本産業標準調査会における調査審議の結果、当該事案が、国が主体的に取り組むべき重点規格に該当せず、かつ、市場適合性（\*）の有無等が確認できないことなどから、JIS制定への必要なコンセンサスが得られなかった場合において、将来JIS制定への可能性があると見て、標準仕様書(TS)として公表することが適当であると判断され、その旨答申する標準文書。

注(\*) 市場適合性の判断基準は、産業標準案等審議・審査ガイドラインの別紙3による。

#### 標準仕様書(TS / タイプ )

主務大臣から法第3条第2項に基づき諮問された「標準仕様書の公表等」について、日本産業標準調査会における調査審議の結果、当該事案が、技術的に開発途上にあることなどから、現時点でコンセンサスの形成が困難であることが認められる場合において、将来JIS制定への可能性があると見て、標準仕様書(TS)として公表することが適当であると判断され、その旨答申する標準文書。

#### 標準報告書(TR)

主務大臣から法第3条第2項に基づき諮問された「標準報告書の公表等」について、日本産業標準調査会における調査審議の結果、JISとは異なる種類の標準に関連する文書であることから、標準報告書 (TR)として公表することが適当であると判断され、その旨答申する標準文書。

### 4. 日本産業標準調査会における審議

#### (1) 標準仕様書(TS / タイプ )

法第11条又は法第12条第2項の規定に基づき、主務大臣から産業標準の制定に関する付議を受けた日本産業標準調査会長から、その調査審議を部会長に付託される。

部会長は、必要に応じて専門委員会長に付託する。

部会又は関係専門委員会において、産業標準案について調査審議し、部会長はその結果を、日本産業標準調査会長に上申する。

日本産業標準調査会長から、主務大臣に答申される。

#### (2) 標準仕様書(TS / タイプ )及び標準報告書(TR)

法第3条第2項に基づき、主務大臣から技術標準の公表等に関する諮問を受けた日本産業標準調査会長から、その調査審議を部会長に付託される。

部会長は、必要に応じて関係専門委員会長に付託する。

部会又は関係専門委員会において、標準仕様書(案)又は標準報告書(案)について調査審議し、部会長はその結果を、日本産業標準調査会長に上申する。

日本産業標準調査会長から、主務大臣に答申される。